

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

みどりの基本条例の改正について

【公表日】

令和7年（2025年）12月5日（金）

【問い合わせ先】

建設部自然環境・河川課
電話 046-822-8331（直通）

横須賀市

**「みどりの基本条例の改正について」に対する
パブリックコメント手続き（意見募集）の結果について**

1. 意見募集期間

令和7年（2025）年10月10日（金）～10月31日（金）

2. 意見の提出者数及び意見の件数

■意見の提出者数 1名 ■意見の件数 5件

3. 意見の提出者方法および内訳

■提出方法

提出方法	人数
直接持参	1人
郵送	0人
ファクシミリ	0人
電子メール	0人
合計	0人

4. 意見に基づく対応

対応内容	件数
本案の中で追記・修正するもの	0件
次期計画改定の参考とするもの	0件
今後の参考とするもの	2件
関連部署へ申し伝えるもの	0件
すでに対応している等により、追記・修正を要さないもの	3件
合計	5件

5. 提出された意見の概要及び市の考え方について

通し 番号	ご意見	件数	市の考え方
	概要		
1	基本理念において、生態系の調査の実施により、生物多様性地域戦略を検討する旨を明確に記載したらどうか。	1	本項は条例の基本理念にあたるため、みどり政策の具体的な取り組み内容については、みどりの基本計画において運用状況に応じて検討します。
2	基本理念において、三浦半島という広域的な観点において、横須賀市がリードして生物多様性地域戦略を検討する旨の宣言をしたらどうか。	1	本項は条例の基本理念にあたるため、みどり政策の具体的な取り組み内容については、みどりの基本計画において運用状況に応じて検討します。
3	現在のみどりの基本条例は、現在のみどりの基本計画の施策が掲げられていないように思われる所以、理念条例に見直し、みどりの基本計画で実効性を強めることも一つの手法ではないか。	1	みどりの量や質の確保、緑化の支援等、特にみどり政策の根幹となる政策について条例に記しています。いずれも重要な施策であるため、現段階でこれらを削除し、理念条例とすることは考えていません。
4	みどりの基本計画の策定項目の中で、生物多様性地域戦略との整合と書かれているが、生物多様性地域戦略の条文はなくいいのか。	1	生物多様性地域戦略は生物多様性基本法に基づくものです。第9条において、生物多様性地域戦略とも調整、連携する旨明記しています。なお、整合という言葉は、条文では使用していません。
5	生物多様性を考えるにあたっては、新たな条文にしていく方が良いのではないか。その条文の中で、生物多様性地域戦略を検討する項目を掲げていく方が良いのではないか。	1	みどりの機能の一つに生物多様性の確保が挙げられると言えています。みどりの質の向上が生物多様性の確保に貢献することから、本条項に記載しています。ご指摘の内容につきましては、今後のみどりの基本計画やみどりの基本条例の運用状況を見ながら、必要に応じて検討します。